

別記 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

マイナンバーカードの取得、
健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進並びに
業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について
(依頼)

貴団体におかれましては、平素から介護保険行政の推進につきまして、厚く御礼を申し上げます。

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進については、貴団体を通じて会員事業者への要請をご協力いただいているところですが、この度、公金受取口座登録の開始をはじめマイナンバーカードのメリットがさらに拡大することとなりましたので、ぜひ次のメリットを会員事業者にご周知いただくとともに、更なる取得促進、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進にご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. マイナンバーカードのメリット拡大について

① マイナポイント第2弾が開始しています。

マイナポイント第2弾では、次のとおり最大20,000円相当のマイナポイントがもらえます。

- ア マイナンバーカードを新規に取得した方等に対し、最大5,000円相当のポイント^{※1,2}
- イ 健康保険証としての利用申込を行った方に対し、7,500円相当のポイント
- ウ 公金受取口座の登録を行った方に対し、7,500円相当のポイント

アは令和4年1月1日から既にポイントの申込・付与が開始しています。イ及びウについては、令和4年6月30日からポイントの申込・付与が開始予定です。なお、マイナポイント第2弾については、令和4年9月末までにマイナンバーカードの交付申請をされた方が対象です。

6月30日に開始予定のイ及びウについては、既に健康保険証としての利用申込をされている方、公金受取口座を登録済の方も対象です。

最新の情報は、「マイナポイント事業」HP^{※3}をご覧ください。

※1 マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。

※2 マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。

※3 「マイナポイント事業」(<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>)



② 公金受取口座登録制度が始まりました。

公金受取口座登録制度^{※4}は、国民の皆様一人一口座、給付金等の受取のための口座を、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。

これにより年金、児童手当など、今後の給付金などの申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となるほか、行政機関の書類確認が省略でき緊急時の給付金などを迅速に受け取ることができます。

この公金受取口座については、令和4年3月28日からマイナポータルで登録^{※5}が出来るようになっていきます。

※4 公金受取口座登録制度の詳細は、デジタル庁 HP をご確認ください。

デジタル庁 HP「公金受取口座登録制度」

(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/)

※5 口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではありません。別途申請などが必要になります。



【よくあるご質問】

Q1 公金受取口座登録制度について（総論）

(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_01/)

Q2 公金受取口座の登録について

(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_02/)

Q3 所得税の確定申告手続における登録について

(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_03/)



③ 健康保険証として使えます。

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、本人が同意をすると、医療機関・薬局において薬剤情報や特定健診情報等が閲覧可能となり、従業員にとってより良い医療を受けられることにつながります。また、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減が期待できます。

なお、健康保険証利用ができる医療機関等は厚生労働省 HP^{※6} で公開しております。

※6 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)



④ 薬剤情報や特定健診情報等がマイナポータルで確認できます。

マイナポータル^{※7}で、自分の薬剤情報や特定健診情報等^{※8}の閲覧が可能となり、自身の健康管理に役立てることが可能となりました。また、医療費通知情報も閲覧でき、医療費控除の申告手続が簡素化されます。

※7 マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」(<https://myna.go.jp/>)

※8 薬剤情報は令和3年9月に診療したものから3年分、特定健診情報は令和2年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。



⑤ 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できます。

新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）について、スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能となりました。接種証明書（電子版）の申請には、マイナンバーカードが必要となります。

【詳細はこちらから】

デジタル庁 HP：新型コロナワクチン接種証明書アプリ

(<https://www.digital.go.jp/policies/vaccinecert>)

【ダウンロードはこちらから】

App Store：「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」（apple.com）

(<https://apps.apple.com/jp/app/id1593815264>)

Google Play：新型コロナワクチン接種証明書アプリ

(<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.digital.vrs.vpa>)



2. 会員事業者への要請・周知について

貴団体におかれましては、以下の要領で、会員事業者に対して、マイナンバーカードの積極的な取得、健康保険証の利用申込及び公金受取口座登録の促進について要請していただきますとともに、別添のメリット一覧チラシや業界団体等の取組事例等について情報提供いただきますようお願い申し上げます。

なお、カード未取得者に対して、令和3年3月までに二次元バーコード付きのカード交付申請書が送付されており、二次元バーコードを用いたオンライン申請を推奨しております。

(1) 要請文の発出

会員事業者への呼びかけに係る通知のひな形（別添）をご活用下さい。なお、貴団体の実態を踏まえ、適宜修正いただいて結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。通知の発出は、可能な限り速やかに実施していただければ幸いです。

(2) 関連資料の送付

(1)の要請文の発出と併せて、次の関連資料を会員事業者にご提供いただき、マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用の申込促進並びに公金受取口座登録の促進にご活用下さい。

併せて「従業員に対するマイナンバーカード申請支援のお願い」をご用意しております。出張申請受付の受け入れが難しい場合等でも、会員事業者において、従業員の方に対するカードの申請支援を行っていただけるようご案内しております。

- ・資料「従業員に対するマイナンバーカード申請支援のお願い」
- ・メリット一覧チラシ「こ～んなに便利！マイナンバーカード」
- ・チラシ「マイナポイント申込の際の注意点」A4版
- ・リーフレット「公金受取口座登録制度ってなんだろう？」A3版及びA4版（令和4年3月作成）
- ・リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」A3版及びA4版（令和3年10月改訂）
- ・チラシ「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みはセブン銀行ATMで！」

一部リーフレット及びチラシにつきましては、デジタル庁HPにも掲載しておりますので、ぜひダウンロードの上、メールでのご周知やイントラネットへの掲載にご利用ください。

「デジタル庁」HP

ホーム＞政策＞マイナンバー（個人番号）制度＞関連情報＞広報資料（リーフレット、障害者の方向け資料等）

(https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources/)

また、事例集「業界団体・個社等における取組事例集」もお送りしますので、貴団体におけるマイナンバーカードの取得促進等の取組の参考としていただけますと幸いです。

(別記)

- ・ 一般社団法人 日本介護支援専門員協会
- ・ 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
- ・ 公益財団法人 全国老人クラブ連合会
- ・ 一般社団法人 シルバーサービス振興会
- ・ 一般社団法人 日本在宅介護協会
- ・ 一般社団法人 「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
- ・ 一般社団法人 全国介護事業者連盟
- ・ 特定非営利活動法人 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
- ・ 一般社団法人 24 時間在宅ケア研究会
- ・ 公益社団法人 日本認知症グループホーム協会
- ・ 全国グループホーム団体連合会
- ・ 全国ホームヘルパー協議会
- ・ 日本ホームヘルパー協会
- ・ 公益社団法人 日本介護福祉士会
- ・ 日本介護クラフトユニオン(NCCU)

令和4年〇月〇日

〈業所管団体等会員〉
会員各位

〈業所管団体等〉
一般社団法人 ○○○
会長 ○○○

マイナンバーカードの取得、
健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進並びに
業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について
(依頼)

貴社におかれましては、平素から介護保険行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進についてご協力いただいているところですが、この度、公金受取口座登録の開始をはじめマイナンバーカードのメリットがさらに拡大することとなりましたので、ぜひ次のメリットを従業員等にご周知いただくとともに、更なる取得促進、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進にご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. マイナンバーカードのメリット拡大について

① マイナポイント第2弾が開始しています。

マイナポイント第2弾では、次のとおり最大20,000円相当のマイナポイントがもらえます。

- ア マイナンバーカードを新規に取得した方等に対し、最大5,000円相当のポイント^{※1,2}
- イ 健康保険証としての利用申込を行った方に対し、7,500円相当のポイント
- ウ 公金受取口座の登録を行った方に対し、7,500円相当のポイント

アは令和4年1月1日から既にポイントの申込・付与が開始しています。イ及びウについては、令和4年6月30日からポイントの申込・付与が開始予定です。なお、マイナポイント第2弾については、令和4年9月末までにマイナンバーカードの交付申請をされた方が対象です。

6月30日に開始予定のイ及びウについては、既に健康保険証としての利用申込をされている方、公金受取口座を登録済の方も対象です。

最新の情報は、「マイナポイント事業」HP^{※3}をご覧ください。

※1 マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。

※2 マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。

※3 「マイナポイント事業」(<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>)



② 公金受取口座登録制度が始まりました。

公金受取口座登録制度^{※4}は、国民の皆様へ一人一口座、給付金等の受取のための口座

を、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。

これにより年金、児童手当など、今後の給付金などの申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となるほか、行政機関の書類確認が省略でき緊急時の給付金などを迅速に受け取ることができます。

この公金受取口座については、令和4年3月28日からマイナポータルで登録^{※5}が出来るようになっていきます。

※4 公金受取口座登録制度の詳細は、デジタル庁 HP をご確認ください。

デジタル庁 HP「公金受取口座登録制度」

(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/)

※5 口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではございません。別途申請などが必要になります。



【よくある質問】

Q1 公金受取口座登録制度について（総論）

(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_01/)

Q2 公金受取口座の登録について

(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_02/)

Q3 所得税の確定申告手続における登録について

(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_03/)



③ 健康保険証として使えます。

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、本人が同意をすると、医療機関・薬局において薬剤情報や特定健診情報等が閲覧可能となり、従業員にとってより良い医療を受けられることにつながります。また、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減が期待できます。

なお、健康保険証利用ができる医療機関等は厚生労働省 HP^{※6} で公開しております。

※6 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)



④ 薬剤情報や特定健診情報等がマイナポータルで確認できます。

マイナポータル^{※7}で、自分の薬剤情報や特定健診情報等^{※8}の閲覧が可能となり、自身の健康管理に役立てることが可能となりました。また、医療費通知情報も閲覧でき、医療費控除の申告手続が簡素化されます。

※7 マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」(<https://myna.go.jp/>)

※8 薬剤情報は令和3年9月に診療したものから3年分、特定健診情報は令和2年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。



⑤ 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できます。

新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）について、スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能となりました。接種証明書（電子版）の申請には、マイナンバーカードが必要となります。

【詳細はこちらから】

デジタル庁 HP：新型コロナワクチン接種証明書アプリ

(<https://www.digital.go.jp/policies/vaccinecert>)

【ダウンロードはこちらから】

App Store：「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」（apple.com）





2. 貴社の従業員等への要請・周知について

貴社におかれましては、以下の要領で、従業員等に対して、マイナンバーカードの積極的な取得、健康保険証の利用申込及び公金受取口座登録の促進について要請していただきますとともに、別添のメリット一覧チラシ等について情報提供いただきますようお願い申し上げます。

なお、カード未取得者に対して、令和3年3月までに二次元バーコード付きのカード交付申請書が送付されており、二次元バーコードを用いたオンライン申請を推奨しております。

(1) 関連資料の送付

次の関連資料を従業員等にご提供いただき、マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用の申込促進並びに公金受取口座登録の促進にご活用下さい。

併せて「従業員に対するマイナンバーカード申請支援のお願い」をご用意しております。出張申請受付の受け入れが難しい場合等でも、貴社において、従業員の方に対するカードの申請支援を行っていただけるようご案内しております。

- ・資料「従業員に対するマイナンバーカード申請支援のお願い」
- ・メリット一覧チラシ「こ～んなに便利！マイナンバーカード」
- ・チラシ「マイナポイント申込の際の注意点」A4版
- ・リーフレット「公金受取口座登録制度ってなんだろう？」A3版及びA4版（令和4年3月作成）
- ・リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」A3版及びA4版（令和3年10月改訂）
- ・チラシ「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みはセブン銀行ATMで！」

一部リーフレット及びチラシにつきましては、デジタル庁HPにも掲載しておりますので、ぜひダウンロードの上、メールでのご周知やイントラネットへの掲載にご利用ください。

「デジタル庁」HP

ホーム＞政策＞マイナンバー（個人番号）制度＞関連情報＞広報資料（リーフレット、障害者の方向け資料等）

(https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources/)

また、事例集「業界団体・個社等における取組事例集」もお送りしますので、貴社におけるマイナンバーカードの取得促進等の取組の参考としていただけますと幸いです。

マイナンバーカードの取得促進に向けた 取組事例集

業界団体・個社等における取組事例

- | | |
|------------------|-------|
| 1. 自治体との連携 | … p 1 |
| 2. 広報誌・機関誌等による周知 | … p 2 |
| 3. 独自の取組 | … p 3 |
| 4. 時期を踏まえた広報の取組 | … p 4 |

令和4年5月 デジタル庁



1. 自治体との連携

【主な取組】

- マイナンバーカードの理解促進及び出張申請サービスの活用、マイナンバーカード交付申請窓口等の設置

→ 【期待される効果】

自治体と連携し、出張申請サービス等の取得に直結する効果的な取組を実施することにより、取得率の向上が期待できる。

< 具体例：国税庁（広島国税局府中税務署及び府中法人会） >

1.概要

法人会、税務署及び当署管内の市町村との連携による企業向け出張申請を実施。

2.詳細

2市1町が、法人会会員に向けて出張申請の案内文を法人会に送付し、法人会の各支部研修会等において会員企業にマイナンバーカードのメリット、2市1町の交付状況、出張申請等について税務署長が説明を行いマイナンバーカードの取得を促した。また、市町村が会員企業の従業員を対象とした出張申請を実施し、その中では外国人技能実習生の出張申請も行われた。

3.効果

本取組により、半年間（令和3年7月～令和4年2月）で14回の出張申請を実施し、153件の申請があった。また、市外在住者13名に申請支援を実施した。

< 具体例：国税庁（大森青色申告会） >

1.概要

青色申告会が開催する記帳相談会において、青申会と大田区のマイナンバーカードセンターが連携し出張申請を行った。

2.詳細

本取組みは、申請用の写真の無料撮影から申請書の提出までを会場で行えるという利便性により会員から好評であり、一昨年から継続して実施されている。本年は出張申請受付にマイナンバーカードの健康保険証の利用に係るリーフレットを配備し、新しい機能の紹介も併せて行った。

3.効果

本取組により、開催期間中37件の申請があった。

2. 広報誌・ウェブサイト掲載等による周知

【主な取組】

- 広報誌・機関誌等において、マイナンバーカードの利便性等に関する記事を掲載し、取得促進の呼び掛けを実施

→【期待される効果】

広報誌・機関誌等に掲載することにより、会員に対して確実にマイナンバーカードの利便性等を周知することができ、取得の機運が高まるとともに、会員の理解促進に資する。

<具体例：農林水産省>

1.概要

月刊誌にマイナンバーカードの利便性等に関する記事を掲載することにより、マイナンバーカードの取得について呼び掛けを行った。

2.詳細

第3回業種別マイナンバーカード取得状況等調査（ネット調査）において、マイナンバーカードの取得率が低かった「木材・木製品製造業(家具を除く)」及び「漁業(水産養殖業を除く)」の関係者へ普及活動の一環として、木材関係では全国木材組合連合会のホームページにマイナンバーカードの積極的な取得について情報を掲載して周知するとともに、林野庁の情報誌にマイナンバーカードのメリットについて掲載した。漁業関係では、全国海水養魚協会の業界紙にマイナンバーカードのメリットについて掲載した。

3.効果

記事掲載により、会員の認知度向上に寄与した。

林野庁の情報誌（記事抜粋）



3. 独自の取組

【主な取組】

- 公的個人認証サービスやグループ会社のサービスを活用したマイナンバーカードの利活用による取得促進
- マイナンバーカードの社員証・出退勤管理等としての活用

→【期待される効果】

個社独自の取組として、マイナンバーカードの利用機会を増やすことにより、取得促進につながる。

<具体例：金融庁所管業種>

1.概要

グループ会社のサービスを利用した取得促進。

2.詳細

マイナポイントに申込みができるグループ会社の決済サービスの利用促進を兼ねて、従業員向けにマイナンバーカードの取得および決済サービスの登録・利用を行うことでポイントを付与するINNERキャンペーンを実施。

3.効果

・グループ会社の決済サービスにおけるマイナポイント付与と併せ、自社が追加的なメリットを提供することで、マイナンバーカードの取得促進につながった。

<具体例：企業等>

1.概要

企業内の社員証などの独自利用

2.詳細

マイナンバーカードを、例えば社員証、出退勤管理、PCログイン認証等、社内で活用している事例がある。

3.効果

マイナンバーカードの利活用シーンが拡大し、社員証等としてマイナンバーカードを用いる事業者が増加した。

4. 時期を踏まえた広報の取組

【主な取組】

●時期を踏まえた、マイナンバーカードの利点紹介

→【期待される効果】

従業員に対し、実際に取得した後の利用場面を踏まえた周知を行うことで、マイナンバーカードの機能認知度の向上が図られる。

< 具体例：金融庁所管業種（なお、以下は複数事業者の事例をまとめている） >

1. 概要

- ・ 年末調整や確定申告の時期に合わせた取得促進

2. 詳細

- ・ マイナンバーカード利用のメリットについて、健康保険組合と連携してパンフレットを全店に配布。扶養者追加のため家族の個人番号も必要となる年末調整の時期に配布することにより、マイナンバーカードの早期取得を促した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症防止のため、確定申告を電子申告で実施するよう役職員に周知徹底した際、マイナンバーカード取得によるマイナポータル連携に関する業務連絡をイントラネットを利用し展開。

3. 効果

- ・ 取得後の利用場面を踏まえた周知を行うことにより、マイナンバーカードの機能認知の向上につながった。

従業員に対する マイナンバーカード 申請支援のお願い

デジタル庁

貴社従業員に対する マイナンバーカードの申請支援のお願い



この度、健康保険証利用の本格運用をはじめ、マイナンバーカードのメリットがさらに拡大することとなりましたので、ぜひ従業員の皆様に御周知いただくとともに、マイナンバーカードの取得促進に更なるご協力を賜れますようお願い申し上げます。

特に、従業員がマイナンバーカードを健康保険証利用することで、医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減できます。（他のメリットにつきましては次項にまとめております。ぜひ併せてご周知ください。）

貴社におかれましても、ぜひ、新入社員の入社式、各種研修等、様々な機会に、従業員の皆様のマイナンバーカードの申請について周知いただき、さらに、申請支援も賜りくださいますようお願い申し上げます。

こ～んなに便利！マイナンバーカード

NEW!

公金受取口座の登録で
給付金等の受取が
カンタン！

住民票の写しなども
コンビニで
カンタン取得

行政手続きも
オンラインで

健康保険証
として使える！

本人確認書類
として使える

確定申告でも
医療費通知情報を
カンタン連携

新型コロナウイルス
接種証明書の
電子交付にも利用！

NEW!

最大20,000円分の
マイナポイントが
もらえる！

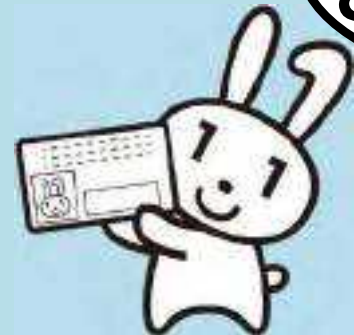
マイナンバーカードの新規取得等で最大5,000円分
健康保険証としての利用申込みで7,500円分
公金受取口座の登録で7,500円分

詳しくは **マイナポイント** で検索！

薬剤情報や
特定健診情報等が
マイナポータルで
確認できる！

詳しくは **マイナンバーカード** で検索！

デジタル庁作成（R4.5）



申請支援の手順①



(1) マイナンバーカードの申請支援にご準備いただくもの
貴社においてご準備いただくものは以下のとおりです。

1	顔写真撮影用デジカメ（スマホでも可）
2	スマートフォン又はパソコン
3 ※詳細は8ページ以降 をご覧ください。	（交付申請書をお持ちでない従業員の方向けに） 個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行／更新申請書 送付用封筒
4	写真現像用のプリンター・用紙、はさみ、背景用の幕 等

申請される従業員の皆様には、以下のいずれかをご準備いただく必要があります。

1	マイナンバーカードの交付申請書 （2021年3月までに、個人の自宅に郵送されているものです。）
2	（1の交付申請書をお持ちでない場合） ご自身のマイナンバーがわかるもの 【例：マイナンバー通知カード・マイナンバー記載の住民票等】

申請支援の手順②

(2) 留意事項

- ① マイナンバーカードの交付申請書をお持ちの方には、当日持参するようお声がけください。
お持ちでない方には、ご自身のマイナンバーがわかる書類（例：マイナンバー通知カード、マイナンバー記載の住民票等）の持参をお願いしてください。
- ② 顔写真撮影を行う場合は、以下の注意事項をご参照ください。
- ・ 写真不備を防ぐため、可能であればスタンド照明等を準備し、明るさを調整
 - ・ 背景はパーテーションの設置又は模造紙等に対応可能



- ③ 申請後、従業員のご自宅にマイナンバーカードが郵送されるわけではありません。後日、自宅に届いた「交付通知書」等必要書類を持参の上で、お住まいの市区町村の窓口に来庁する必要があることをご説明ください。

申請支援の手順③



(3) 従業員がマイナンバーカードの交付申請書をお持ちの場合

従業員のスマートフォンから申請

- ①スマートフォンで顔写真を撮影
- ②スマートフォンで交付申請書のQRコードを読み取る
- ③申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ④申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録し必要事項を入力して申請完了

パソコンから申請

- ①カメラ等で顔写真を撮影
- ②申請用WEBサイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse-pc/>) で
23桁の申請IDと申請者氏名、メールアドレスを登録
- ③申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録し必要事項を入力して申請完了

また、交付申請書に手書きで必要事項を記入し、6カ月以内に撮影した顔写真（規格に合ったもの）を貼り付けて郵送することも可能です。

申請支援の手順④



(4) 従業員がマイナンバーカードの交付申請書をお持ちでない場合

手書きによる交付申請書を利用した郵送による申請 (※)

- ①顔写真撮影用デジカメ（スマホでも可）で顔写真を撮影
- ②顔写真を貼付し、交付申請書に必要事項を記入
- ③送付用封筒に交付申請書を入れ郵送する

※あらかじめ「個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行／更新申請書」及び「送付用封筒」をご用意ください。

(マイナンバーカード交付申請－マイナンバーカード総合サイト
(<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>) よりダウンロード可能。)

申請時点で、マイナンバーがわからない等の場合は、その場で交付申請書と封筒をお渡しし、ご自宅でご記入の上で郵送するようご説明いただきますようお願いいたします。

以上で、貴社において行っていただく手順は完了です。

約1か月後、従業員のご自宅に「交付通知書」が郵送されますので、必要書類を持参の上でお住まいの市区町村の窓口に来庁する必要があることをご説明ください。

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書

(地方公共団体情報システム機構 宛)		長崎	
個人番号※1			
氏名※2			
住所※2			
生年月日※2	性別※2	男	女
【旧氏又は通称 ※2-3】			
電話番号※4	外国人住民の 区分		
点字※5	点字表記を希望する (最大24文字まで、濁点等は1文字) ☐		
		在留期間等 満了日の有無	
		在留期間等 満了日	

顔写真貼付欄

サイズ

(縦4.5cm×横3.5cm)

- ・最近6ヶ月以内に撮影
- ・正面、無帽、無背景のもの
- ・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

※1 記載された個人番号に誤りがある、個人番号カード及び電子証明書を正しく発行できませんので、誤りのないよう十分にご確認ください。
 ※2 氏名、住所、生年月日、性別については、住民票に記載の情報が個人番号カードと電子証明書に記載されます。
 ※3 あらかじめ住民票への旧氏又は通称の記載手続を行っている方は、個人番号カードと電子証明書に旧氏又は通称が記載されます。
 ※4 申請内容に不備がある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡のつく電話番号を記入してください。
 ※5 氏名の点字表記をご希望の場合、☐を黒く塗りつぶしてください。住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報として登録されているふりがな(最大24文字まで、濁点等は1文字)が点字で表記されます。

以上の内容に間違いのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書発行を申請します。

申請日 年 月 日

申請者氏名

【ご注意】を必ずご確認ください。電子証明書の発行を受けないこととする場合は、☐を黒く塗りつぶしてください。

☐ 署名用電子証明書※☐ 利用者証明用電子証明書

【ご注意】電子証明書は、マイナポイントや健康保険証としての利用、住民票の写しなどのコンビニ交付サービス、e-Tax等の電子申請、マイナンバーカードのロイデザインなど多様なサービスの提供に必要となります。

※15 歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

15 歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、以下に代理人氏名、住所、電話番号、本人との関係を記入してください。

代理人 記載欄	ふりがな	本人との 関係
代理人 氏名		
代理人 住所	〒 -	(電話番号：)

※ 申請内容に不備のある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡がつく電話番号を記入してください。

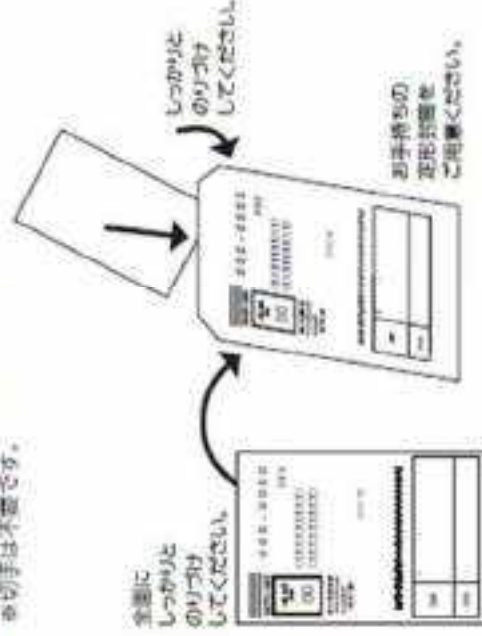
--

事務処理記載欄

申請書送付用封筒の作成について

●定形封筒に宛名用紙を貼付ける場合

- 1 様型の定形封筒をご用意ください。
- 2 このページにある「宛名」を切り取って、住所・氏名をご記入ください。
- 3 封筒の表面にのり等でしっかり貼り付けてください。
- 4 個人番号カード交付申請書を入れ、封をしてください。
※申請書を封入する際、誤写等を新り曲げないようにご注意ください。
- 5 そのままポストに投函してください。
※切手は不要です。



●封筒を組み立てる場合

- 1 2ページ目をキリトリセンに沿って切り取ってください。
- 2 案内に沿ってのりを付け、封筒を組み立ててください。
※のり付けをしっかりとってください。
※申請書が折れ曲がる恐れがあります。
- 3 封筒の裏面に住所・氏名をご記入ください。
- 4 個人番号カード交付申請書を入れ、封をしてください。
※申請書を封入する際、誤写等を新り曲げないようにご注意ください。
- 5 そのままポストに投函してください。
※切手は不要です。

【ご参考】

送付用封筒

(マイナンバーカード総合サイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>)よりダウンロードが可能です)

219-8732		013
日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号		
地方公共団体情報システム機構 個人番号カード交付申請書 受付センター 行		
住所	氏名	

のり

③

のり

※のり付けをしっかりと行ってください。

申請書が紛失する恐れがあります。

のり

のり

＜個人番号カード交付申請書を送付する前に再度ご確認ください＞

☐適切な顔写真を貼りましたか？

☐申請日、申請者氏名(自署)等の記入漏れはありませんか？

☐個人番号カード交付申請書以外のものを同封していませんか？

②

①

住所	〒	ー
氏名		

014

219-8732

〒100-0001 東京都千代田区千代田

個人番号カード交付申請書受付センター 行

地方公共団体情報システム機構

日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号



差出有効期間
2023年5月
31日まで
(切手不要)

このウラにのりをつけて③を貼ってください。

このウラにのりをつけて①を貼ってください。

こ～んなに便利！マイナンバーカード

NEW!

公金受取口座の登録で
給付金等の受取が
カンタン！

住民票の写しなども
コンビニで
カンタン取得

行政手続きも
オンラインで

健康保険証
として使える！

本人確認書類
として使える

確定申告でも
医療費通知情報を
カンタン連携

新型コロナウイルス
接種証明書の
電子交付にも利用！

NEW!

最大20,000円分の
マイナポイントが
もらえる！

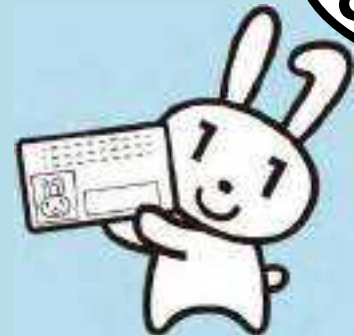
マイナンバーカードの新規取得等で最大5,000円分
健康保険証としての利用申込みで7,500円分
公金受取口座の登録で7,500円分

詳しくは **マイナポイント** で検索！

薬剤情報や
特定健診情報等が
マイナポータルで
確認できる！

詳しくは **マイナンバーカード** で検索！

デジタル庁作成（R4.5）



マイナポイント申込の際の注意点



ポイントを受け取るには？

マイナポイント第2弾では、

施策①：カードの取得及び2万円までのチャージ又はお買い物（最大5,000円分）

施策②：健康保険証利用申込み（7,500円分）

施策③：公金受取口座登録（7,500円分）

に対し、それぞれポイントがもらえます。※**施策②、③は、2022年6月30日から申込開始**
それぞれのポイント受取のための手順を以下で紹介します。

※

（1）事前準備

ポイントをスムーズに受け取るために、キャンペーン1、2、3に合わせて、事前に以下の準備をすることをおすすめしています。

※以下のような準備をせずにマイナポイントの申込みを行おうとした場合、ポイントの申込みができない場合や、ポイントの付与までに時間がかかってしまう場合があります。

※**マイナポイントは先着順ではありません。**皆さんにポイントを付与できる十分な予算を確保していますので、**ポイント申込みは事前準備をしっかりとってから、慌てずに行ってください。**

必要な準備

- ✓ **マイナンバーカードの取得**
詳しいやり方はこちら <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/flow/mnp-get/>
- ✓ **利用者証明用電子証明書の更新**（カード取得から5年以上が経過している方）
更新の手順はこちら
https://faq.myna.go.jp/faq/show/2691?category_id=6&site_domain=default
- ✓ **利用者証明用電子証明書のPW（4ケタ）の確認・再発行**（PWを忘れてしまった場合）
PWの再発行方法はこちら <https://www.jpki.go.jp/procedure/password.html>
- ✓ **対応決済サービスの利用申込み**
対応決済サービスの検索及び事前手順の要否の確認はこちら
https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/service_search/
- ✓ **利用している対応決済サービスの決済サービスID及びセキュリティコードの確認**
決済サービスID及びセキュリティコードはこちらで各サービスを検索して確認
https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/service_search/
- ✓ **健康保険証利用申込み**（2の施策に申込み方）
詳しいやり方はこちら https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html
- ✓ **公金受取口座の登録**（3の施策に申し込む方）
詳しいやり方はこちら https://myna.go.jp/html/account_information.html

マイナポイント申込の際の注意点



(2) ポイントを申し込む ～オンライン～【2022年6月30日～】

「マイナポイント」を受け取るためには、申込みが必要です。手続はスマートフォンやパソコンで簡単に行うことができます。（機種によって画面は少し異なる場合があります）

簡単な操作で24時間申込可能、新型コロナウイルス感染症の感染リスクや窓口での待ち時間もないオンライン手続がおすすめです！

- ①マイナポイントアプリをインストールし、アプリ上で「申し込む」をタップ。
- ②数字4桁のパスワード※を入力し、カードを読取る
※公的個人認証サービス利用者証明用PW。マイナナンバーカードを受け取る際に設定したもの。忘れてしまった場合は、住民票のある市区町村窓口で顔写真付の公的証明書を持参して手続をする必要があります。
- ③キャンペーンを選ぶ。
- ④決済サービスを選ぶ。
- ⑤決済サービス情報を入力する。

- ⑥申込内容を確認する。
- ⑦利用規約に同意する。
- ⑧保険証利用登録に同意する（キャンペーン2申込時のみ）。
- ⑨申込完了

※キャンペーン3申込の場合はマイナポータルへ。

マイナポイント申込の際の注意点



(2) ポイントを申し込む ～手続スポット～

スマートフォンやパソコンがない場合も、マイナポイントの申込みは全国約6万箇所の手続スポットで無料で行うことができます。

手続スポットは市区町村窓口や郵便局、コンビニ（マルチコピー機・ATM）、携帯ショップなど様々な場所に設置されています。

マイナポイント手続スポット

■市区町村窓口



■KDDI（auショップ）

■NTTドコモ（ドコモショップ）

■イオングループ（総合スーパー（GMS）、一部の食品スーパー（SM））

■セブン銀行（ATM）

■ソフトバンク（ソフトバンクショップ/ワイモバイルショップ）

■ビックカメラ

■ヤマダ電機

■郵便局

■ローソン（マルチコピー機）



マイナポイント手続スポット検索

「マイナポイント手続スポット」は、マイナポイント事業ホームページから簡単に検索できます。

https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/reserve_search/

※手続の方法はスポットや使用する機械によって異なりますので、操作はスポットに備えつけられている手順書等に従って実施してください。

！手続スポットでのお手続の際の注意点

- ✓ 手続には以下のものが必要です。お出かけ前に必ず確認してください。
 - ・ マイナンバーカード
 - ・ 数字4ケタのパスワード（公的個人認証サービス利用者証明用パスワード）
 - ・ ポイント受取に使用する決済サービスの決済サービスID
 - ・ ポイント受取に使用する決済サービスのセキュリティコード

※このほかにも1ページ目の事前準備の枠内を参照し、必要なものを余裕をもって準備してください。
- ✓ キャンペーン3に申し込む場合は、事前に公金受取口座の登録を済ませておくと、スムーズにポイントを受け取ることができます。
詳しいやり方はこちら https://myna.go.jp/html/account_information.html
- ✓ キャンペーン2及びキャンペーン3開始直後は特に手続スポットが混雑する可能性があります。新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点からも、空いている時間・場所でのお手続をお願いします。
※マイナポイントは先着順ではありません！慌てずに申込みを行ってください。
- ✓ 手続スポットごとに営業時間が定められています。営業時間内にお手続をお願いします。

マイナポイント申込の際の注意点



(3) ポイントを受け取る

キャンペーン1のマイナンバーカードの新規取得等により付与されるマイナポイントは、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする事でキャッシュレス決済サービスを通じて付与されます。(上限は5,000円分)

キャンペーン2の「健康保険証としての利用申込み」とキャンペーン3の「公金受取口座の登録」に関しては、マイナポイント申込み後、チャージやお買い物をしなくてもそれぞれ7,500円分のポイントが付与されます。(2022年6月30日開始)

取得したポイントは電子マネーやQRコード決済など、普段のお買い物に利用できます。

申込み状況の確認 【2022年6月30日～】

マイナポイントの申込状況は、オンラインで以下のとおり簡単に確認することができます。

手続スポットでの手続の場合の申込状況の確認は、スポットや使用する機械によって異なります。詳しくは手続スポットにある表示等をご覧ください。

①マイナポイントアプリトップで「申込み状況を確認する」をタップ。



②数字4桁のパスワード※を入力し、カードを読み取る

※公的個人認証サービス利用者証明用PW。マイナンバーカードを受け取る際に設定したもの。忘れてしまった場合は、住民票のある市区町村窓口で顔写真付の公的証明書を持参して手続をする必要があります。



③表示の例 (全て未申込)



③表示の例 (1のみ申込済)



マイナちゃんに
聞いてみよう！

よくあるご質問について

- Q** 口座を登録したら、預金残高が国に把握されてしまうの？
- A** 国に登録されるのは、「金融機関名」や「口座番号」などの情報です。預金残高などが知られることはないから安心してね！
- Q** 口座を登録したら、税金が勝手に引き落とされるの？
- A** 登録した口座から、税金などが勝手に引き落とされることはありません。公金受取口座は、給付金などの支給のために利用されるよ。
- Q** マイナンバーカードを失くしたり盗まれたりしたら悪用されないか心配だわ
- A** マイナンバーカードに、公金受取口座の情報が記録されることはありません。もしカードの紛失・盗難にあった場合でも、本人以外は利用できないし、24時間365日、マイナンバー総合フリーダイヤルでカードの一時利用停止を受け付けているよ。



もっと詳しく知りたい方はこちらをチェック！

デジタル庁「公金受取口座登録制度」

https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration



マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請できます！

- スマートフォン**
- ① スマホで顔写真を撮影。
② スマホで交付申請書の2次元バーコードを読み取る。
③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
④ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。
- パソコン**
- ① カメラで顔写真を撮影。
② 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
③ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。
- 証明用写真機**
- ① タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択。
② 撮影用の料金を投入して、交付申請書の2次元バーコードをバーコードリーダーにかざす。
③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
④ 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了。
- 郵便**
- ① 交付申請書に必要事項を記入し、6ヶ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。

交付申請書をお持ちでない方は、

- ① 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます！
※手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。
- ② 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類（運転免許証、パスポート等）を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。

マイナンバー制度、マイナンバーカードについてのお問合せ



マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

0120-95-0178

受付時間

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分（年末年始を除く）

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付！

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等 050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

マイナンバー制度について 0120-0178-26

マイナンバーカード等

0120-0178-27

Inquiries about the Social Security and Tax Number System.

Inquiries about Individual Number Card etc.

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

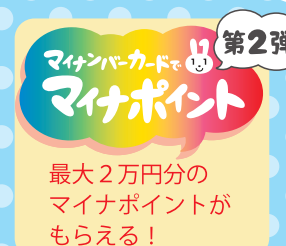
こうきんうけとりこうぞ

公金受取口座 登録制度って なんだろう？

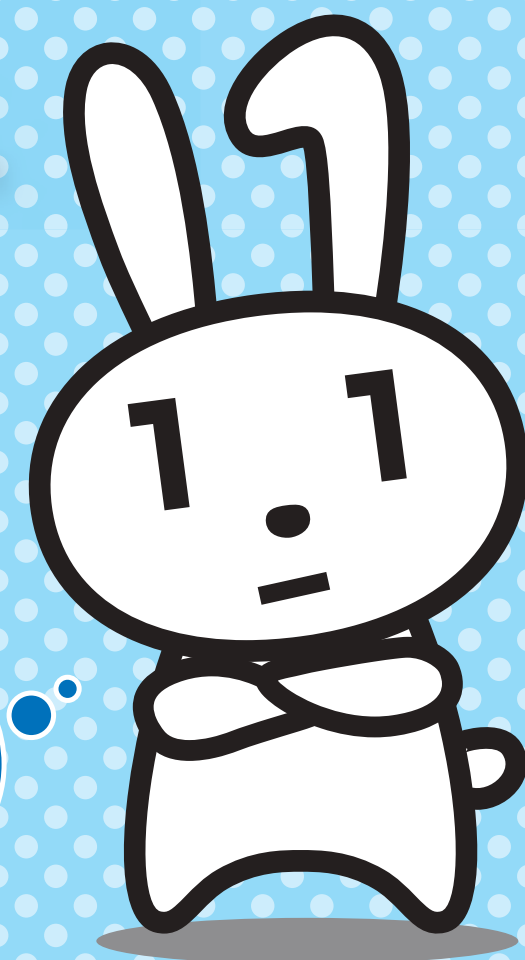
登録
方法は？

どう利用
するの？

メリット
って？



最大2万円分の
マイナポイントが
もらえる！



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

デジタル庁



総務省

公金受取口座登録制度でできること

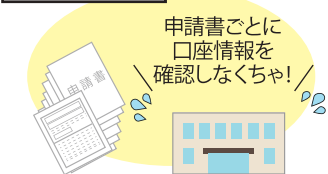
Before



After

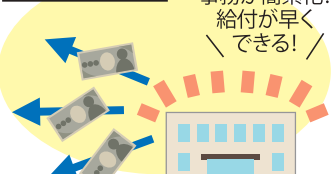


行政機関等



行政機関等

事務が簡素化!
給付が早く
できる! /



●公金受取口座登録制度ってなに？

給付金などを受け取るための預貯金口座(公金受取口座)を、1人につき1口座、あらかじめデジタル庁に登録する制度です。

●どんないいことがあるの？

公金受取口座を登録しておくと、年金、児童手当など、今後の給付金などの申請をするときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。申請の都度、必要になる書類確認の手間が省け、緊急時の給付金などもより迅速に受け取ることができるようになります。

※公金受取口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではありません。

別途、申請などが必要になります。

●登録可能な口座は？

金融機関にお持ちの本人名義の預貯金口座を登録することができます。登録可能な金融機関一覧はデジタル庁ホームページよりご確認ください。

※デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録が可能な金融機関」

https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration_finance



●公金受取口座登録制度について、解説した動画があるので、ぜひご覧ください。



公金受取口座の登録編(53秒)



マイナバー制度公式YouTube動画チャンネルも、ぜひ見てみてね

スマートフォンを利用した登録方法

●登録に必要なものは？

スマートフォンを利用した公金受取口座の登録には、以下が必要です。



「口座情報を登録する」をタップします。画面の案内にしたがって、口座情報を入力します。

簡単な操作で
すぐに登録できるよ



※画面は開発中のものにつき、実際の仕様とは異なる場合があります。

ほかにも以下の登録方法があります

- ✓ 所得税の確定申告時の登録申請
(マイナンバーカードを利用した還付申告のみ:令和3年分)
- ✓ 金融機関の窓口等での登録
(令和5年度下期以降開始予定)

マイナポータルとは？

マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

<https://myna.go.jp>



公金受取口座登録はマイナポイント付与対象！

公金受取口座を登録した方に対する7,500円分のマイナポイントの申込・付与は、令和4年6月頃からスタートします。既に登録済の方ももちろん対象！

マイナンバーカードの 新規取得等で 5,000円分 ※1,2	+	健康保険証としての 利用申込みで 7,500円分 ※3	+	公金受取口座の 登録で 7,500円分 ※3
---	---	--------------------------------------	---	---------------------------------

マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードを使って、令和5年2月末までにマイナポイントの申込みを行う必要があります。

- ※1…マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。
- ※2…令和4年9月末までにマイナンバーカードの交付申請を行った方が対象です。また、マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。
- ※3…「健康保険証としての利用申込み」「公金受取口座の登録」によるマイナポイント付与は令和4年6月開始する予定です。詳細はマイナポイント事業ホームページにてご確認ください。



最新の情報はマイナポイント事業ホームページをご覧ください！

マイナポイント





よくある質問にお答えします

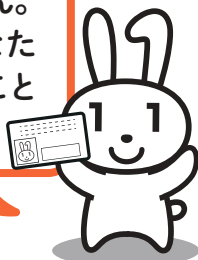


マイナンバーを見られるのが不安です



マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続することはできない仕組みになっています。



健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落したり、失くしたりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。



どこで利用できるの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、右のステッカーやポスターが目印です！利用できる医療機関・薬局は、順次増えていきます。



ステッカー



ポスター



厚生労働省のホームページでも利用できる医療機関・薬局をご案内しています。



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイ ナン バ ー

受付時間(年末年始を除く)

0120-95-0178

平 日 9:30～20:00
土 日 祝 9:30～17:30

紛失・盗難による
マイナンバーカードの
一時利用停止については
24時間365日
受付！



マイナンバーカードの
↓申請方法はこちら↓



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

▼一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

マイナンバーカード等

050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

Inquiries about My Number System

0120-0178-26

マイナンバーカード等

Inquiries about My Number Card etc.

0120-0178-27

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

※利用できる医療機関・薬局については、裏面をご覧ください。

※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん公的個人認証サービスPRキャラクター
マイキーくん

デジタル庁

総務省

厚生労働省

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！



1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



2 オンラインであなたの医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン！



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*やセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでできます。



(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

マイナンバー(12桁の数字)は使いません！



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報は記録されません。



どないいいことが? 7つのメリット

POINT! 1 より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。

※薬剤情報は、2021年9月に診療したものから3年分の情報が閲覧できるようになります。



POINT! 2 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、2021年10月から、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、自分の薬剤情報を閲覧できるようになりました。

※特定健診情報は、2020年度以降に実施したものから5年分(直近5回分)の情報が閲覧できるようになります。



POINT! 3 オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルで、2021年11月から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。

※2021年9月分以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能となります。



POINT! 4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。



POINT! 5 医療保険の資格確認がスムーズに!

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。



POINT! 6 医療費の事務コストの削減!

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。



POINT! 7 健康保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

